

こども基本法を踏まえ、新たな「大分県長期教育計画」の策定に際し、子ども向けWEBアンケートや対話等を実施することで、教育の当事者である子どもの意見の積極的な反映を志向する。

こども基本法(抄)

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

実施内容・対象等

(1)実施内容

- ①webアンケート
- ②子どもたちとの対話

(2)対象

- ①県内の国公私立学校に通う小5～高3までの児童生徒
- ②県内の学校に通う児童生徒代表
(県下5校程度で開催 各校3～5名程度)

(3)実施方法

- ①個人または学校から貸与された端末で回答
- ②座談会形式による児童生徒代表と県教委職員との対話

(4)実施期間

- ①令和6年7月～ 8月頃
- ② " 9月～11月頃

(5)意見聴取した内容

- ・大分県長期教育計画委員会に報告、素案への反映
- ・県教委ホームページ上に公開

新たな「大分県長期教育計画」の策定に向けた意見聴取スケジュール

	新たな「大分県長期教育計画」の策定	意見聴取
令和6年 6月	第1回大分県長期教育計画委員会(6月10日) → 新計画の骨子、策定スケジュール	
7月	第2回大分県長期教育計画委員会(7月29日) → 現行計画点検・評価、新計画方向性の議論	webアンケート
8月	第3回大分県長期教育計画委員会(8月29日) → 新計画素案等議論	
9月		子どもたちとの対話
10月		パブリックコメント
11月		市町村への意見聴取 (市町村教育長会議等)
12月	第3回大分県長期教育計画委員会(12月頃) → 計画案検討	

意見聴取の具体的内容(案)について

(1) webアンケート

【対象】

県内の国公私立学校（特別支援学校を含む）に通う小学校高学年（5年生）から高校3年生までの児童生徒（約8万人）

【調査期間】

令和6年7月～8月頃
（1学期～夏休み期間中）

【調査方法】

個人または学校から貸与された端末で回答
（Googleフォーム）

【調査項目（案）】

- ①学校や学校外の活動について力を入れてほしいこと（選択式）
（例）※一部抜粋
 - ・もっとわかる授業や自分の力に合わせた授業が行われること
 - ・楽しく運動ができる授業が行われること
 - ・体が不自由だったり、けがや病気をしても安心して学べること
 - ・学校に行きづらくても、学習する場所や他の人と関わりがもてる場所があること
 - ・タブレットやパソコンを使った授業が行われること
- ②学校をより良くするために望むことや、先生やまわりの大人にしてほしいこと（自由記述）

(2) 子どもたちとの対話

【対象】

県内の学校に通う児童生徒の代表
（県内の小・中・高 計5校程度）
（学校ごとに児童・生徒会役員など中心に3～5名程度選出）

【実施期間】

令和6年9月～11月頃
（教育事務所・高校教育課の定期学校訪問等にあわせて実施）

【実施方法】

座談会形式による児童生徒代表と県教委職員との対話
（ファシリテーター：県教委職員（教育事務所・高校教育課））

【テーマ（案）】

- ①あなたが考える学校や教育の理想的な姿
 - ②これからの社会を生きていく上で身につけるべき力
- ※webアンケートでの結果を提示して、対話に活用

意見
反映

新たな長期教育計画